

保健福祉センターに郵便局を誘致するための賃貸条件等について

平成24年4月24日 公共施設再配置推進課作成

1 賃貸の相手方

郵便局株式会社南関東支社

なお、郵便局の営業者については、郵便局株式会社において決定する。

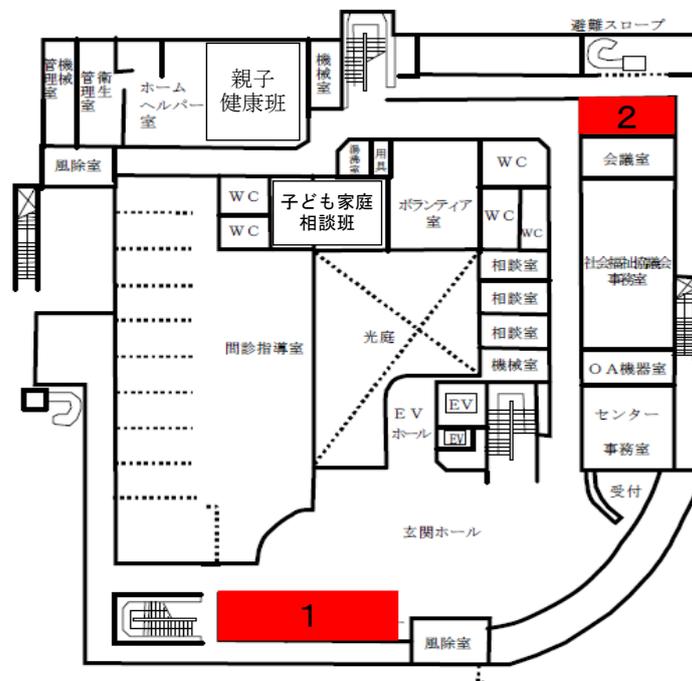
2 賃貸の種類

普通建物賃貸借

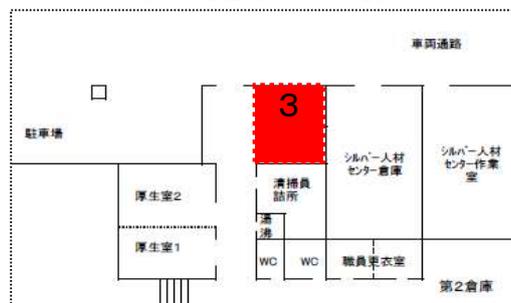
(地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸し付け)

3 賃貸借の範囲

【保健福祉センター1階】



【保健福祉センター地階】



①(1階	現展示ギャラリー・急患休養室)【局舎として使用】	52.02 m ²
②(1階	現印刷室)【休憩室等として使用】	20.23 m ²
③(地階	現シャワー室)【倉庫・更衣室として使用】	27.50 m ²
賃貸面積計		<u>99.75 m²</u>

4 賃貸借期間

工事着手の日から平成27年3月31日まで(以降3年ごとに更新)

5 賃貸料

鑑定結果を参考に決定する。

① 1階(展示ギャラリー部分)	1,638 円/㎡・月×52.02 ㎡ =	85,208 円/月
② 1階(印刷室部分)	1,488 円/㎡・月×20.23 ㎡ =	30,102 円/月
③ 地下(シャワー室部分)	1,051 円/㎡・月×27.50 ㎡ =	28,902 円/月
合計	99.75 ㎡	144,212 円/月 1,730,544 円/年

6 共益費

共用部分にかかる光熱水費及び清掃業務委託料並びに駐車場使用料について、下表のとおり賃貸料とは別に負担を求める。

項目	負担割合(A)	H18~H22 年額平均(B)	金額(A×B) (円未満四捨五入)
燃料費(白灯油)	99.75 ㎡/8,676.58 ㎡	2,491,440 円/年	28,643 円
電気料	99.75 ㎡/8,676.58 ㎡	12,119,715 円/年	139,334 円
水道料	99.75 ㎡/8,676.58 ㎡	1,000,640 円/年	11,504 円
下水道使用料	99.75 ㎡/8,676.58 ㎡	1,210,296 円/年	13,914 円
清掃業務委託料	(99.75 ㎡/8,676.58 ㎡) ×0.2113(共用部分割合)	40,950,000 円/年 (H23~25 契約額)	99,476 円
駐車場使用料	5 台分	60,000 円/年・台	300,000 円
合 計		年 額	592,871 円
		月 額 (百円未満四捨五入)	49,400 円

* 新たに設置する設備等に要する電気料は、別途負担

7 その他の賃貸条件

- (1) 郵便局として使用するために必要となる造作の変更及び設備機器の設置については、郵便局(株)の負担とする。ただし、次号の事務を行うために必要となる設備機器等の設置は、本市の負担とする。(H24 予算計上済)
- (2) 郵便局(株)は、新たに設置する郵便局において、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、本市が指定する事務(住民票、戸籍謄抄本等の発行)を行う。(別途協定書を締結。内容は、次ページ参照)
- (3) 郵便局(株)は、建物の防犯及び使用者の安全確保、並びに火災予防及びその他の保全のために必要となる本市の指示に従わなければならない。
- (4) 郵便局(株)は、建物及び敷地内に看板、広告物その他これに類する物を設置できる。ただし、新たな賃料などの負担は生じないが、事前に書面によ

る本市の承諾が必要となる。

- (5) 郵便局(株)が解約したい場合は、3か月前に予告する。ただし、3か月分の賃料を支払った場合は、即時解約できる。また、本市、その他公共団体が公用、若しくは公共の用に供し、又は公益事業の用に供するため、賃貸借物件を必要とするときは、6か月前に予告する。
- (6) 全各号のほか、郵便局(株)は、善良な管理者の注意義務を負う。

参考：住民票等の発行事務の取扱いに関する主な協定事項(予定)

- (1) 事務の範囲
住民票(写し)・印鑑登録証明書・戸籍の謄抄本・課税証明書の発行
- (2) 発行方法
申請者が記入した申請書を郵便局員が戸籍住民課に専用 FAX で送信。
戸籍住民課職員が郵便局備え付けの専用プリンターに出力した証明書を、
郵便局員が申請者に手渡す(連絡所において実施している方法と同じ)。
- (3) 取扱い時間 午前9時～午後4時
- (4) 取扱い手数料 1件につき168円を郵便局に支払う。